

**彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）
現地確認等業務委託企画提案募集要項**

飲食店の感染防止対策を周知し、事業の継続を支援するため、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）の認証を行う。具体的には、県内飲食店を個別に訪問し、感染防止対策の取組状況をチェックリストに基づき現地確認する。チェック項目を遵守している場合は、認証ステッカーを交付する。

また、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）の認証の質を担保するため、既に認証を取得している飲食店に対して、チェックリストに基づき感染防止対策を再確認する。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき飲食店への措置要請が実施される場合は、その遵守状況等を併せて確認する。

この事業の受託者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

1 業務委託名

彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）現地確認等業務委託

2 委託業務内容

彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）現地確認等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 履行期間

令和4年10月1日（土）から令和5年3月31日（金）まで（予定）

4 契約限度額

128,978,740円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和2年埼玉県告示870号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」に登録があり、格付Aである者。
- (2) 過去3年間に法人として、国又は地方公共団体等と、本事業と類似した契約を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (3) 次のアからオに該当すること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決

定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件企画提案競技の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件企画提案競技の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

6 スケジュール

ホームページへの掲載	令和4年8月29日
質問事項受付開始	8月29日
質問事項の受付期限	8月31日15時まで
質問事項の回答	9月1日
企画提案参加申込書の提出期限	9月6日15時まで
企画提案書の提出期限	9月13日15時まで
企画提案審査	9月中旬(予定)
選考結果発表	9月下旬(予定)

7 企画提案募集から受注者決定までの手続

(1) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

質問方法：下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

電子メールアドレス：a3710-15@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名：彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）
現地確認等業務委託企画提案質問書

質問受付期間：令和4年8月31日15時まで

イ 質問の回答

質問への回答は、令和4年9月1日以降、埼玉県ホームページに掲載する。

(2) 企画提案参加表明

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加表明を行うものとする。

ア 提出書類

本業務委託の企画提案への参加を希望する場合は、あらかじめ企画提案参加申込書（別記様式1）を提出すること。その際、過去3年間の類似実績一覧を1部添付すること。

イ 受付期間

令和4年9月6日15時まで

ウ 提出先

埼玉県産業労働部 経済対策担当

(住所) 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (本庁舎 4階)

(電話) 048-830-3763

(メールアドレス) a3710-15@pref.saitama.lg.jp

エ 提出方法

持参、郵送、電子メールのいずれか(必着)

※ 持参の場合は平日の9時~17時までの受付とする。

※ 郵送の場合は原則書留とし、電子メールの場合は必ず到達確認の電話をすること。

(3) 企画提案書の提出等

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとする。

ア 受付期間

令和4年9月13日15時まで

イ 提出先

埼玉県産業労働部 経済対策担当

(メールアドレス) a3710-15@pref.saitama.lg.jp

(電話) 048-830-3763

ウ 提出書類

別添「彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)現地確認等業務委託仕様書(公募用)」を参照のうえ、募集要項「8 企画提案書」に示す書類を提出すること。

エ 提出方法

電子メール(必着)

※ 必ず到達確認の電話をすること。

カ その他

- ・ 企画提案は、1提案者につき1提案に限る。(複数提案は不可)
- ・ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ・ 提出された応募書類は返却しない。
- ・ 応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

8 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

なお、様式は任意とするが、A4判横長で作成し、PDFデータで提出すること。

(1) 表紙

- ・ 表題(彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)現地確認等業務委託 企画提案書)
- ・ 提案者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

(2) 目次

(3) 提案内容等

「仕様書」に基づく以下の項目の具体的内容を記載すること。

- ・従事者の確保及び実施体制の構築
- ・従事者の研修
- ・連絡体制の構築
- ・本業務の進行、進捗管理、連絡調整
- ・現地確認等の実施
- ・確認結果の日次報告
- ・成果物
- ・その他有効と思われる提案事項

なお、提案に当たっては、特に以下の点において、提案者の工夫・アイデアに基づく説明を行うこと。

- ・数多くの対象店舗への確実に効率的な訪問

※モニタリングは、既認証店（令和4年7月末時点26,787店）に対し、原則年1回、抜き打ちにより訪問すること。

【参考】訪問数の実績（令和4年6月～7月）

	令和4年6月	令和4年7月	計
現地確認の申込への対応	73	42	115
未認証店への働き掛け	334	384	718
モニタリングのための訪問	2,000	1,679	3,679
計	2,407	2,105	4,512

- ・従事者の質の向上を図るための効果的な研修
- ・複数の従事者や埼玉県職員などが利用しやすい効果的なシステム・ツール等
- ・今後の感染状況に応じた現地確認員の増減その他実施体制等の柔軟な対応

(4) 添付書類 ※PDFデータで提出すること。

- ・法人の概要（設立趣旨、事業内容）が分かるもの
※上記内容が記載されていれば、既存のパンフレット等でも構わない。
- ・委託料見積書
※見積書は、項目、単価等を明らかにした積算内訳とすること。
※宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。
- ・過去3年間の類似実績一覧及び説明資料

9 契約先候補の選考方法

埼玉県が設置する審査員が審査を行い、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等を総合的に審査して最優秀提案者を契約先候補者に選定する。

なお、プレゼンテーション審査は実施せず、企画提案書等を提出した者が1者のときも、提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認められた場合に、当該企画提案書等を提出した者を契約先候補者として選定する。

10 契約の相手方の決定方法

埼玉県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務

履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

11 企画提案書の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

12 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 書留以外の方法で郵送されたもの。
- カ 提出書類に不足があるもの。
- キ 企画提案協議参加申込書等に代表者の記名がないもの。
- ク 契約限度額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ケ 見積金額を訂正したもの。
- コ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止又は取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ア 参加申請に係る全ての費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。
- ウ 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

13 問合せ先

埼玉県産業労働部 経済対策担当 磯、濱口、山田

(住所) 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎4階)

(電話) 048-830-3763

(メールアドレス) a3710-15@pref.saitama.lg.jp